



### 条例を活用した紛争予防

近藤 善則議員

**問** 開発行為等指導要綱を条例化しない理由は、

**答** 地方自治法により、法令に反しない限りにおいて条例を定めることができる。条例化は、慎重に調査、研究が必要と考える。

**問** まちづくり条例、地区計画及び高度地区の制定については、先進事例などを調査、研究したい。

**答** 指導要綱を市民のために条例化するべきでは。

**問** 世田谷区、多摩市、八潮市などのまちづくり条例は、手続きを定めた条例と認識している。指導要綱と中高層建築物の建築に係る紛争防止及び調整に関する条例があり、世田谷区街づくり条例などと類似的な指導が図られている。

**問** 指導要綱と既存の条例を運用しながら、まちづくり条例に対して、先進事例などを調査、研究したい。

**答** まちづくり条例を活用した開発紛争の予防と調整については、

**問** 世田谷区の条例と市の条例では記述の違いこそあるが、内容は市民に寄り添ったものと考えており、要綱と条例を運用しながら、調査・研究したい。



**問** 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対して身近な自治体として安否確認や買い物、ごみ出し等のサポート、ボランティア支援の可能性は。

**答** プライバシー尊重の重要性と諸課題もあるため現状では考えていないが、相談窓口の設置は検討している。

**問** 市内循環ワゴン

**答** 運行について利用者からの声は、

**問** 運行コースや停留所の位置、朝夕の通勤時間帯に運行してほしいなど、幅広い意見を聞いている。

**問** 高齢者の交通対策や地域経済活性化の視点から一定年齢以上の人の市内循環ワゴン運賃無料化や運転免許返納者への特典の考えは。

**答** 受益者負担の考



**問** 新型コロナウイルス感染症対策

**答** 学校ではどのような新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じてきたか。

**問** 児童・生徒は、手洗いの徹底や咳エチケットに加え、給食時には全員が前向きおしゃべりを控えるなどしている。

**答** 教職員は、児童・生徒が登校し教室に入る前、体温や健康状態を記入した健康観察カードを確認している。授業中においても身体的距離を保つなど工夫して学習を進めている。

**問** ひとり親家庭等への支援

**答** ひとり親家庭等の相談体制の充実は、

**問** 多岐にわたる市民ニーズを的確に把握し、専門的な見地からアドバイスできる部署につなげていく。



### 自宅療養者へのサポートを

谷 新一議員



### 学校教育の未来

原田 雄一議員

**問** 市としての支援策の今後の展開は。

**答** 感染状況や国・県の支援策などの動向を注視しながら、引き続き情報を周知していくとともに、安定運営に向けての支援を行っていく。



### 介護事業者の支援策

塚越 洋一議員

**問** コロナ禍で、介護事業者はかなり厳しい状況に置かれている。現状と課題についての認識は。

**答** アンケートの回答では、8割以上の事業所が利用者が減少したと回答しており、経営に少なからず影響している。職員の精神的負担も大きくなっている。介護現場においては、事業の継続に向けた感染対策の徹底と、経営の安定、体制の維持が課題となっている。

**問** 施設管理型から事業型へ、経費削減を目的とした民営化でなく、よりよい政策効果を発揮するために、指定管理者制度を考えるべきでは。

**答** より効果的で質の高い施設運営が図られているケースもあるので、必要に応じ積極的に専門職を活用できるよう努めていく。

### 幸カイの動き

### Zoom を活用したオンライン研修会の開催

タブレット端末を活用して市議会初となるオンラインでの研修会を実施しました。

明治大学の菊地端夫教授を講師に、提案型の政策立案のポイントと題しオンライン会議システム Zoom を利用した研修を行いました。

講義の中では、地方議会の取り巻く状況とこれからの課題、地方議会における政策リサーチの実例としてコロナ対策の活用例や住民参加型のマーケティングの手法のほか、政策形成における議会・議員との関わり方と責任を学ぶと共に RESAS（地域経済に関する産業の強み、人の流れ、人口動態などを分かりやすく地図やグラフ化したシステム）を活用し市の地域経済の分析などを学びました。今回の学びを活かして政策立案につなげるとともにコロナ禍に対応した議会に向けて研究を重ねていきます。



### 親子交流・共同親権の整備を国に要望

別居・離婚後の親子交流、共同親権規定等の法改正が必要であることから、国に意見書を提出しました。

### 別居・離婚後の親子交流の促進と子の養育に関する法改正及び共同親権規定の整備を求める意見書

国内において、調停や協議離婚においても、実質的な子の連れ去りに発展するケースも少なくありません。2013年、政府はハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に批准しました。しかし、2020年には、欧州議会から、国連の児童の権利条約と整合するように、共同親権を規定する法改正を求める決議がなされました。国際的な非難を受ける事柄であることや子どもの福祉との点からすると、現状の政府の行いは立法の不作为といえます。よって、次の対策を実施するように強く求めます。

- 一. 別居・離婚後の親子交流を円滑に進める法改正
- 一. 共同養育義務違反者への法的対応強化
- 一. 共同親権規定の法整備

送付日：令和3年3月18日(主意抜粋)